

スマートインターチェンジ整備事業 制度実施要綱

第1 背景・目的

我が国の高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。以下同じ。）における平均インターチェンジ（IC）間隔は、欧米諸国の平地部の無料の高速道路に比べ約2倍と長く、また、高速道路が通過するにもかかわらずICが設置されていないため、通過するのみとなっている市町村も存在する。

今般、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第12条第6項の規定に基づき、会社（高速道路株式会社法第1条に規定する会社をいう。以下同じ。）に対し、スマートIC整備事業に要する費用に充てる資金の一部を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が無利子で貸し付けるために要する経費について、機構法第25条第1項に基づいて国が補助することとしたものである。

第2 定義

- (1) スマートICとは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第11条の2第1項の規定又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の5第1項の規定に基づき連結許可を受けた道路法上の道路で、道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号のETC専用施設が設置され、専ら同号イに規定するETC通行車の通行の用に供することを目的とするICである。
- (2) SA・PA接続型とは、スマートICのうち、高速道路側の接続箇所が、SA又はPAであるものをいう。
- (3) 本線直結型とは、スマートICのうち、高速道路側の接続箇所が、本線車道又は本線上に設置されたBSであるものをいう。

第3 スマートICの要件

- (1) スマートICにおいて高速道路に連結する施設は、道路法上の道路であること。
- (2) スマートICの設置により、既設ICや周辺道路の安全かつ円滑な交通の確保、ICアクセス時間の改善、災害のおそれのある一般道路の区間の代替、地域活性化施策の支援など、十分な社会便益が得られること。
- (3) スマートICの設置に関し、高速道路への連結を予定している道路の道路管理者(以下「連結道路管理者」という。)において広報活動等の実施により、地域住民に対する説明責任が果たされているものであること。
- (4) 会社及び連結道路管理者は、安全かつ円滑な交通を確保しつつ、体制・運営の効率化等によるコスト縮減や利用者増に努めることとし、原則として、スマートICとその前後の既設ICにおける出入交通量の合計が、整備前の前後の既設ICにおける出入交通量の合計を上回る見通しであることを確認すること。
- (5) スマートIC整備により、機構の債務償還計画全体に支障を与えないこと。
- (6) スマートICの構造や管理・運営については、地区協議会(第5の2を参照)において調整されたものであること。
- (7) 上記要件は、スマートICを改築する際にも準用する。

第4 事業区分

1. IC

- (1) 高速道路の区域(料金徴収施設は高速道路の区域に含むものとする。)から既設の一般道路までの間に存する道路本体及び道路附属物等は、原則として、連結道路管理者が整備及び管理する。
- (2) 高速道路の区域内の道路本体及び道路附属物等の整備及び管理は、原則として会社が行うものとし、料金徴収施設を除き整備後に資産及び債務を機構に引き渡すものとする。
- (3) なお、高速道路の区域内の事業区分について、上記によりがたい場合は、連結道路管理者及び会社が協議の上定めるものとする。

2. 料金徴収施設

- (1) 料金徴収施設は、会社が整備及び管理・運営する。

第5 事業の手続き

1. スマート I C の広域的検討

個々のスマート I C の設置検討に際して必要となる基礎的な情報・データを分析・整理・共有するため、国（地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局。以下「地方整備局等」という。）、都道府県及び会社が連携し、スマート I C の整備と土地利用、産業政策、交通動態、他の地域計画との関係について、広域的な検討を行うものとする。

2. 地区協議会の設置

- (1) スマート I C の設置に当たっては、設置を予定している I C 毎に、連結道路管理者、地方整備局等、関係する地方公共団体、会社、その他の関係機関、学識経験者等により構成される地区協議会を設置する。
- (2) 地区協議会で検討・調整する主な事項は以下のとおりである。
 - ①スマート I C の社会便益（スマート I C の費用と比較し、十分な社会便益を確認すること）
 - ②スマート I C 及び周辺道路の安全性
 - ③スマート I C の設置に伴う高速道路の利用交通量の変化
 - ④スマート I C の構造及び整備方法
 - ⑤スマート I C の管理・運営方法
 - ⑥スマート I C の利用促進方策
 - ⑦広域的検討結果の反映
 - ⑧その他スマート I C を設置・管理・運営する上で必要な事項
- (3) 地区協議会に参加した機関等は、スマート I C の安全かつ円滑な設置及び管理・運営に協力しなければならない。
- (4) 連結道路管理者は、(2) の検討・調整に際し、地域住民に対する広報や意見聴取を行うこと等により、検討段階における透明性、客観性等の向上を図るものとする。
- (5) 地区協議会は、スマート I C の供用後も継続して、その社会便益・安全性・利用交通量・管理・運営形態・利用促進方策等について、定期的にフォローアップし、必要に応じ見直すものとする。フォローアップは、供用後 1 年経過後速やかに 1 回実施し、以後必要に応じて実施するものとする。なお、従来の制度によるスマート I C についても同様とする。
- (6) 地方整備局等は、地区協議会における検討・調整の円滑な実施に努めるものとする。

3. 実施計画書

連結道路管理者は、地区協議会における2(2)に掲げる事項に関する検討・調整の結果を踏まえ、「スマートIC実施計画書」を策定(内容の変更も含む。以下同じ。)するものとする。

「スマートIC実施計画書」の策定にあたっては、スマートICの連結道路が存する都道府県公安委員会その他地区協議会が必要と認める者と事前に協議するものとする。

連結道路管理者は、「スマートIC実施計画書」が策定された後、これを国、機構、会社に提出するものとする。

4. 連結許可申請

連結道路管理者は、「スマートIC実施計画書」の策定後、「連結許可申請書」(高速自動車国道法施行規則(昭和46年建設省令第19号)第2条又は道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の13の2に基づく必要書類)を提出し、連結許可を受けなければならない。

連結許可申請にあたっては、協議会で策定された「スマートIC実施計画書」を添付して提出しなければならない。

5. スマートIC整備事業制度に関する窓口

スマートIC整備事業制度に関する窓口は、各地方整備局等とする。

附則

この要綱は、令和元年9月30日から適用する。